

健長第2111号
令和2年8月21日

各市町村介護保険主管課長 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービスの
外部評価の臨時的な取扱いについて（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおり取扱うこととしますので、御了知のうえ、管内の対象事業所への周知等御対応をお願いします。

1 令和2年度外部評価の実施方法について

新型コロナウイルス感染症の流行状況及び事業所の意向等を踏まえたうえで、訪問調査の外、電話、文書、メール及びテレビ会議等を活用して実施することも可能です。

なお、令和元年度に予定していた外部評価の実施を延期した事業所についても、同様の取扱いとします。

2 令和3年度外部評価の実施回数軽減に係る要件の取扱いについて

「山梨県地域密着型サービス外部評価実施要綱」第3の2の規定により、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる要件の一つとして、「運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること」（以下、「運営推進会議要件」という。）としているところです。

令和3年度外部評価の実施回数軽減の可否の判断の際に、令和2年度中の運営推進会議の開催回数が6回を下回る事業所については、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため」中止としたことを市町村において確認できた場合には、6回以上開催されたものと取り扱うことが可能です。

なお、書面会議により開催した場合について、運営推進会議要件の回数に含めることは差し支えありません。

介護サービス振興担当 網野
TEL 055-223-1455